

派遣従業員 賃金規程

株式会社 コパン

第1章 総則

第1条（目的）

この規程は、派遣従業員就業規則（以下「規則」という。）第37条に基づいて、派遣従業員の賃金に関する事項を定めたものである。

第2条（適用範囲）

この規程は、規則第4条の規定により雇い入れられた派遣従業員に適用する。

第3条（賃金の構成）

1. 賃金の構成は、基本給および諸手当とし、別表1のとおりとする。
2. 前項の他、会社は、臨時にまたは暫定的に手当を支給することがある。

第4条（賃金の支払形態）

1. 賃金の支払形態は、時間給制とする。
2. 前項にかかわらず、会社は必要に応じて、個別の契約により賃金を決定することがある。

第2章 資金の計算および支払い

第5条（計算期間および支払日）

1. 賃金は、当月1日から当月末日までの分を翌月20日に支給する。
2. 前項の賃金支給日が休日にあたる場合は、前日に繰り上げて支払う。

第6条（支払原則および控除）

1. 賃金は通貨で、または銀行振込にて（派遣従業員の同意を得て本人の銀行口座に）直接、派遣従業員に全額支払う。
2. 前項にかかわらず次に掲げるものは支払の際に控除する。
 - (1) 所得税
 - (2) 住民税
 - (3) 雇用保険料
 - (4) 健康保険料
 - (5) 厚生年金保険料
 - (6) 社員代表との協定で定めたもの

第7条（欠勤・遅刻等）

1. 欠勤・遅刻・早退・私用外出等により所定労働時間の全部又は一部を休業した場合においては、その休業した時間に対応する基本給および諸手当は支給しない。
2. 遅刻した場合、罰金として1日の50%を上限に給与から控除する場合がある。

第3章 基本給および更改（昇給等）

第8条（基本給）

基本給は、各人の職務の内容、能力、経験、年齢等を考慮のうえ各人ごとに雇用契約により決定支給する。

基本時給×（法定内時間労働 + 法定時間外労働時間数 + 休日時間外労働時間数）

第9条（更改）

派遣従業員の更改（昇給等）は、会社の業績および本人の技能、勤務成績等を考慮し、原則として契約更新時に行う。

第4章 手当

第10条（通勤手当）

1. 最も経済的な通常の経路および方法による交通機関を利用する者に対し、所定の届出をした場合、1日1,000円を限度として支給する。
2. 現住所から会社までの距離が2km未満の場合には、通勤手当は支給しない。
3. 現住所から鉄道の最寄駅までの距離が2km未満の場合には、その最寄駅までのバス代は支給しない。

第11条（残業手当）

法定労働時間を超えたとき、次の計算により残業手当を支給する。ただし、会社が時間外勤務を命じた場合に限るものとする。

基本時給×0.25×法定時間外労働時間数

第12条（休日手当）

規則第22条に定める休日のうち、いわゆる法定休日に勤務した場合、次の計算により休日勤務手当を支給する。ただし、会社が休日勤務を命じた場合に限るものとする。

基本時給×0.35×休日時間外労働時間数

第13条（深夜手当）

午後10時以降、午前5時までの間に勤務した場合、次の計算により深夜手当を支給する。ただし、会社が深夜勤務を命じた場合に限るものとする。

基本時給×0.25×法定時間外労働時間数

第14条（有給手当）

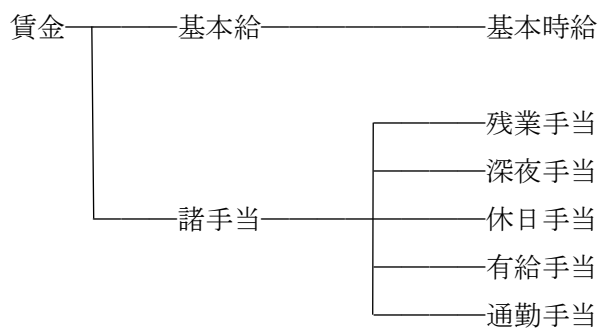
派遣従業員が、年次有給休暇を取得した場合、規則第25条に基づき、通常所定労働時間勤務した場合と同額を支給する。

第5章 賞与

第15条（賞与の支給）

派遣従業員には、原則として賞与を支給しない。

別表1



附則

（施行日）

本規則は、平成30年9月1日から施行する。